

公益財団法人茨城県スポーツ協会役員及び評議員の報酬等並びに費用弁償に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、公益財団法人茨城県スポーツ協会（以下「本協会」という。）の理事、監事（以下「役員」という。）及び評議員の報酬等並びに費用弁償に関し必要な事項を定めるものとする。

(報酬等の支給)

第2条 報酬等は、常勤役員にのみ支給することとし、非常勤役員及び評議員には支給しない。

2 報酬等とは、報酬、賞与及びその他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益であって、費用弁償とは明確に区分するものとする。

(報酬等の額の算定方法)

第3条 常勤役員の報酬等は、年間総額8,000千円を超えない範囲内において、第4条から第5条に定めるところにより算定する。

(役員報酬)

第4条 常勤役員の報酬は、月額で支給し、その額は本協会の経営状況その他の事情を考慮し、別表に定める額を上限として、評議員会で定める。

(役員賞与)

第5条 常勤役員に支給する賞与は期末手当のみとし、特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例（昭和27年茨城県条例第55号）の適用を受ける茨城県の常勤の特別職の職員の例によるものとする。

(費用弁償)

第6条 役員及び評議員が本協会の用務のため旅行したときは、職員の旅費に関する条例（昭和28年茨城県条例第56号）の適用を受ける茨城県の一般職に属する常勤の職員（以下「一般職の職員」という。）の例により費用弁償として旅費を支給するものとし、その額は、職員の給与に関する条例（昭和27年茨城県条例第9号。以下「給与条例」という。）第5条第1項第1号に規定する行政職給料表9級の適用を受ける一般職の職員が受けることになる額に相当する額とする。

2 常勤役員には、通勤手当として、給与条例第12条の規定に基づき積算した月額を支給するものとする。

(支給方法等)

第7条 報酬等及び費用弁償の支給方法及び支給期日等については、一般職の職員の例によるものとする。

(補則)

第8条 この規程の改正は、評議員会の決議により行う。

2 この規程の施行に関し必要な事項は、理事会の承認を得て、会長が別に定める。

付 則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める公益財団法人の設立の登記の日から施行する。

付 則

この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

別表

常勤役員報酬上限額

役 職 名	報 酬 月 額
専 務 理 事	3 6 3, 0 0 0 円